

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から同年7月まで
② 昭和63年4月から同年6月まで

申立期間①については、昭和61年1月に入社した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、町役場に出向き、国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料も納付書により町役場で納付していた。

申立期間②についても、記憶は定かではないものの、国民年金保険料を未納とすることは無いと思うので、保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は20歳到達前であり、制度上、国民年金の被保険者となることはできない期間である上、申立人は、国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに国民年金保険料納付についての具体的な記憶も無く、加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成2年3月頃に払い出されたものとみられるが、申立人は、当該記号番号により昭和63年4月16日まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間①は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間①について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに申立期間①について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、オンライン記録において、申立期間②後の昭和63年7月20日の国民年金の第3号被保険者該当処理、平成元年8月21日の非該当処理及び同年9月1日の再該当処理が、いずれも2年4月17日に行

われていることから判断して、当該処理により遡及して国民年金の第1号被保険者期間として資格取得処理が行われた期間であると考えられるところ、その時点で、申立期間②の国民年金保険料は、過年度保険料として遡及納付することが可能であった。

また、申立人の国民年金保険料納付状況をみると、平成元年8月について、申立期間②と同様に、2年4月17日に国民年金の第1号被保険者期間として資格取得処理が行われた期間であるとみられるところ、当該期間の保険料については、納付時期は不明であるものの過年度納付されており、こうした過年度納付の状況や、申立期間②が3か月と短期間であることなどを勘案すると、申立期間②の保険料について、あえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1085

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで
私が20歳になってから、父親が私の国民年金加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする申立人の父親は、申立人の加入手続きを行った際、市役所において保険料を遡及納付した旨供述しているところ、申立人の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日等から判断して、平成5年6月又は同年7月に行われたと考えられ、その時点で、申立期間の保険料は過年度保険料として遡及納付することが可能であった。

また、申立人が申立期間当時居住していた市においては、市役所窓口で国民年金保険料の過年度納付書を発行していたと考えられることから、市役所で保険料を遡及納付したとする申立人の父親の供述も不合理なものではない。

さらに、申立期間は5か月と短期間である上、申立期間後の国民年金保険料は全て現年度納付されていることなどを勘案すると、あえて申立期間について国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1809

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年4月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人のA事業所の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月2日から45年3月10日まで
② 昭和45年9月30日から46年5月25日まで

私は、B事業所に入社以来、A事業所に商号が変わってからも、給料より保険料が控除されていたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日が1日相違（昭和26年*月*日生）するものの、申立人と同姓同名で、昭和45年12月1日に被保険者資格を取得し、46年4月30日に資格を喪失している記録が確認できる。

また、当該記録は、年金手帳記号番号が申立人のA事業所における被保険者記録（昭和45年3月10日資格取得）と一致することが確認できることから、申立人の記録であると判断することが妥当である。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人がA事業所において、昭和45年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年4月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、A事業所における申立期間①並びに申立期間②のうち昭和45年9月30日から同年12月1日までの期間及び46年4月30日から同年5月25日ま

での期間について、同社は、45年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員等関係者の連絡先が不明であるため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によりA事業所において申立期間①に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人が当該期間において勤務していたことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

A事業所における申立期間②のうち、昭和45年9月30日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、同事業所は同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、当該期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所における申立期間②のうち、昭和45年10月1日から同年12月1日までの期間及び46年4月30日から同年5月25日までの期間について、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同事業所の事業主は既に他界しているため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、当該期間当時、A事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人についての情報を得ることができなかった上、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が、昭和45年12月1日資格取得し、46年4月30日に資格喪失している記録以外のものは確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①並びに申立期間②のうち昭和45年9月30日から同年12月1日までの期間及び46年4月30日から同年5月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月31日から同年2月1日まで
申立期間は、A社において継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が提出した給与賞与明細書及び申立人の雇用保険加入記録により、申立人はA社に継続して勤務し（同社B本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「平成5年には既にA社B本社から同社C工場へ異動のため単身赴任しており、8年2月からは家族もC市へ来た。」と供述している上、同年2月の給与賞与明細書から単身赴任手当が無くなり、申立人の住民票より同年1月10日にC市へ転入していることが確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間において同社C工場勤務していたと推認できることから、同社C工場の資格取得日を同社B本社の資格喪失日である同年1月31日とするのが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月

額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与賞与明細書において確認できる総支給額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から6年3月まで

私は、平成4年3月に退職後、厚生年金保険から国民年金に変わり、何度も、国民年金保険料を支払うようにと電話があったので、支払った。当時の資料は残っていないが、同年4月に健康保険と一緒に支払った記憶も有る。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続についての具体的な記憶も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成6年9月頃に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、平成4年4月から5年3月まで任意継続被保険者として健康保険に加入しており、当該健康保険料を納付した際に、同期間の国民年金保険料も併せて納付したと思うとして、当該健康保険料の領収証書を提出しているが、健康保険の任意継続と国民年金は別の制度であり、それぞれに加入手続及び保険料納付を行わなければならないものであることから、当該領収証書が、申立期間の国民年金保険料納付を裏付ける資料であるとは言い難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1087

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から59年3月まで

昭和53年4月に、町役場で転入手続を行うと同時に国民年金の加入手続を行った。その際、同年2月及び同年3月の国民年金保険料を遡及納付した。その後は町役場の窓口等で保険料を納付していたが、母親の保険料と一緒に納付していたこともあると思う。しばらくして、口座振替で保険料を納付するようになった。59年頃、学生時代の未納期間のことを考えて付加年金に加入したが、この時に事務処理ミスが生じ、それまでの納付記録が消えたのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に聴取しても、保険料の納付方法についての具体的な供述を得ることはできず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和53年4月に国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は60年2月に払い出されており、申立人は当該記号番号により20歳到達月まで遡及して国民年金被保険者資格を取得しているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間には含めないものの、付加年金に加入した際に、学生時代の国民年金保険料を遡及納付した記憶が有る。」としているが、オンライン記録によると、申立人の付加年金該当年月日として昭和60年2月22日となっており、A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、

付加年金申出年月日として「60. 2. 22」と記載されていることから、申立人が付加年金に加入した時期は60年2月であると考えられ、その時点では、申立人が学生であったとする時期の国民年金保険料は時効により納付することができない上、当該付加年金加入時期が、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期と一致していることや、59年4月以降の保険料について当該記号番号により現年度納付されていることなどを勘案すると、申立人は、60年2月に国民年金加入手続と付加年金加入手続を行い、その時点で、現年度保険料として遡及可能な59年4月まで遡及した上で、同年同月の保険料から納付を開始したものとするのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年10月までの期間及び10年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月から9年10月まで
② 平成10年4月から同年7月まで

平成8年7月に退職後、3年過ぎると年金が納められなくなると言われたので、母親が、そうならないように、振込用紙で私の国民年金保険料を納めてくれていた。一度には納められなかったため、分割して納めていたはずである。申立期間の保険料が納付済みになっていないことはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行っていたとする申立人の母親に聴取しても、申立人の保険料を納付していたことはあるとするものの、納付時期及び納付金額等についての具体的な記憶は無く、納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金保険料納付状況をオンライン記録により確認すると、申立期間①後の平成9年11月から10年3月までの保険料を、11年11月に過年度納付しているが、その時点で申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間②についても、その直後の10年8月の保険料を12年9月に過年度納付後、11年3月の保険料まで、順次過年度納付しているが、当該過年度納付が開始された12年9月の時点で申立期間②は全て時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間の大部分は平成9年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていた状況下において、年金記録管理に過誤が生ずる可能性は低

いと考えられる上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月

平成6年2月25日に退職する際、事務の人に「明日から国民年金に切り替わるので、市役所で手続をするように。」と言われたため、市役所で年金の手続を行った。窓口で年金手帳を提出し、言われたとおりに国民年金保険料を納付した。わずか4日間のために一月分の保険料を納付しなければならないのかと不思議に思ったことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号がA社会保険事務所(当時)管内で払い出されたものであることや、オンライン記録において、申立期間に係る国民年金被保険者資格の喪失処理、平成8年3月31日の被保険者資格の取得処理及び同年5月14日の第3号被保険者該当処理が、いずれも同年5月27日に行われていることなどから判断して、申立人が同社会保険事務所管内であるB町に転入した同年5月に払い出されたものと考えられるが、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持し、申立期間に係る国民年金加入手続の際にC市の窓口で提出したとしている年金手帳にも、上記の国民年金手帳記号番号が記載されている上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年7月までの期間、3年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から同年7月まで
② 平成3年6月及び同年7月

申立期間①及び②共、それまで勤務していた会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に聴取しても、いずれの申立期間についても国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無いとしているほか、納付したとする保険料額も実際の金額と異なっているなど、申立期間の国民年金加入及び保険料納付についての記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間①及び②共に国民年金加入手続を行ったと思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成6年2月又は同年3月に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、平成6年3月に、申立期間①に係る国民年金被保険者資格の喪失処理及び申立期間②に係る被保険者期間の追加処理が併せて行われていることから判断すると、申立期間①及び②は、いずれもその当時に資格取得手続等が行われていたものではなく、国民年金手帳記号番号が払い出された後に遡及して国民年金の被保険者期間として追加処理された期間であると考えられる上、追加処理が行われた時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が現在所持しており、このほかに所持した記憶は無いとしている年金手帳にも、上述の国民年金手帳記号番号が記載されている上、ほかに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年7月まで

高校を卒業後、転職を繰り返していたため、20歳からは年金・保険等の支払いを確認しながら納付するよう、親にも注意されていた。平成5年2月頃、母親と一緒に市役所に出向き、国民年金加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、平成5年2月頃に国民年金加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、8年1月頃に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立期間の国民年金被保険者資格喪失処理及び平成7年12月30日の被保険者資格の再取得処理が、いずれも8年2月8日に同時に行われていることから判断すると、申立期間は、当該処理により遡及して国民年金の加入期間として追加されたものであると考えられる上、追加処理が行われた時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人は、平成5年2月頃に国民年金加入手続を行った際、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしているが、その時点では、申立期間のうち、翌年度の同年4月から同年7月までの保険料を納付することはできず、申立内容に不合理な点もみられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1092

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年9月まで

平成元年10月に勤めていた会社を退職後、年金と健康保険は継続しておかなければならないと思い、国民年金及び国民健康保険の加入手続をA市役所で行った。年金の空白期間をつなげる必要性は認識していたため、就職後に国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされている理由が見当たらないので、よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間当時、A市役所では国民健康保険と国民年金の加入手続を行う窓口が同じであったため、国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続を行ったとしているが、同市に照会したところ、当時、国民健康保険と国民年金の加入手続は、それぞれ別の窓口で行わなければならなかったとしている上、申立人は、平成3年3月に郵便局で2年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付したとも述べているが、当時、同市においては、現年度分の国民年金保険料を郵便局で納付することはできず、申立内容に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人は、市又は社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付書が送付されてきたとしているが、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、未加入期間について、誤って納付書が作成されることは考え難い上、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1093

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から60年10月まで

昭和39年当時、夫は会社員で、私は専業主婦だった。町内の友人に国民年金の任意加入のことを教えてもらったので、市役所に行き、国民年金の加入手続をした。それ以降、毎月、市役所か金融機関で国民年金保険料を支払っていた。53年2月に国民年金の資格喪失手続をした覚えは無く、申立期間の年金記録が途切れていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額についての具体的な記憶は無い上、保険料を納付していた市役所又は金融機関があったとする場所についても、調査したものの、申立期間当時、当該住所地に市役所又は金融機関等、国民年金保険料の納付場所が存在していた事実は確認できないなど、申立内容を裏付ける供述を得ることはできず、納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間についても継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、申立期間については国民年金の任意加入対象期間となるどころ、オンライン記録によると、昭和39年10月31日に任意加入被保険者として被保険者資格を取得後、53年2月23日に資格喪失、60年11月20日に再び被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、これらの日付はA市の申立人に係る被保険者記録とも一致しているほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1094

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月、同年3月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月及び同年3月
② 昭和58年9月

昭和58年2月まで勤めていた会社を退職後、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、保険料を納付したような記憶が有る。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに保険料納付についての具体的な記憶も無く、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和62年1月又は同年2月に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、オンライン記録によると、申立期間は、平成15年4月に国民年金被保険者期間として追加された期間であることから、追加処理が行われるまでは国民年金の未加入期間であったと考えられるほか、追加処理が行われた時点では時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が現在所持し、このほかに所持していた記憶は無いとしている年金手帳にも、昭和62年1月又は同年2月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されている上、初めて国民年金の被保険者となった日として「昭和62年1月1日」と記載されており、申立期間が後から追加処理された国民年金被保険者期間であることを裏付けるものとなっている。

加えて、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 13 日から 56 年 8 月 1 日まで
私は、A社に入社し 20 万円以上の給与が支払われていたと記憶するが、申立期間の標準報酬月額は、申立期間以前に勤務していた会社の標準報酬月額と同額の 13 万 4,000 円となっているため、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について 20 万円以上の給与が支払われていた記憶があるため、標準報酬月額の記録の訂正について申し立てている。

しかしながら、B基金から提出された申立人の加入員資格取得届（昭和 55 年 10 月 13 日資格取得）に記載されている標準報酬月額、及び加入員給与月額変更届（56 年 8 月改定）に記載されている従前の報酬月額については、いずれも 13 万 4,000 円となっており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社C製作所において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 25 人の申立期間に係る標準報酬月額について調査したところ、申立人の標準報酬月額より低額又は同額であることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いとは異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A社C製作所の厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたと認めることはできない。